

第5章 計画の推進

1 計画の周知・広報

この計画は、市民が「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、自らの意思で生涯を通じた健康づくりに取り組むとともに、家庭・職場・地域など、仲間と一緒に行動するための計画です。そのため、計画の趣旨を市民ひとりひとりが理解し、健康づくりに取り組めるよう、計画の周知徹底を図ります。

2 計画の推進体制

この計画に基づく健康づくり運動を推進し、より効果的な支援を行うための環境づくりを進めるため、庁内の関係各課が連携し、全庁的な取組を展開します。

また、県・医療機関や企業等市内外の関係機関に理解と協力を得られるよう努めるとともに、十分な連携を図ります。

さらに、健康推進員をはじめ健康づくりに関連する市民活動団体や自治会等地域団体と連携し、総合的・一体的な取組を進めます。

なお、^{*}食育推進計画、^{*}特定健康診査等実施計画、自殺対策基本指針等とも整合を図り、一体的に推進します。

3 計画の進行管理

計画の進捗状況については、毎年度の健康診査や人口動態統計資料、地域団体等からの情報収集とともに、関係各課との情報共有を進め、随時把握を行います。

この計画に基づく施策や取組について、「(仮称)健康づくり推進協議会」において計画の評価・見直しを行い、また、この計画の進捗状況について意見を聴き、施策を推進していくとともに、計画の中間年にあたる平成29年度には中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

さらに、庁内の推進体制として、「(仮称)健康づくり庁内推進会議」において年度ごとの進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、この計画の着実な推進を図ります。

第2次健康もいやま21推進体制

